

ACSV MONTHLY LETTER

● 平成23年1月以降の扶養親族数について（注意！）

平成22年12月で既報の通り、給与の源泉徴収税額を算定する時の「扶養親族の数」が以下の通り変わっておりますのでご注意ください。

区分	平成22年度以前	平成23年度以後
16歳未満の扶養親族	1人	0人
16歳未満の扶養親族（障害者の場合）	2人	1人
16歳未満の扶養親族（同居特別障害者）	3人	2人

平成23年分は、平成8年1月2日以後に生まれた人は、
扶養親族数には含まれません。

● 配偶者等名義の生命保険料控除証明書について

所得税の「生命保険料控除」は、本人が保険料を支払った場合に控除対象となります。通常は「保険契約者」が保険料を支払ったと考えますが、保険契約者以外の者が、その配偶者やその他の親族が保険契約者となっている保険料を支払った場合は、その「保険契約者以外の者」の控除対象とすることができます。

ただし、保険料の支払った人と将来受け取る保険金の受取人が異なる場合は、贈与税や一時所得などの課税が生じる可能性があるため、配偶者やその他の親族名義の生命保険料控除証明書については慎重な検討が必要です。

税務カレンダー

	内容	備考
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）